

議案第 96 号

川崎市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

川崎市交通安全対策会議条例（昭和 46 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「の各号」を削り、同項に次の 3 号を加える。

- (7) 交通安全関係団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱するもの
- (8) 学識経験のある者のうちから市長が委嘱するもの
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて委嘱するもの

第 3 条第 6 項中「20 人」を「25 人」に改め、同条第 7 項中「、第 2 号及び第 3 号」を「から第 3 号まで及び第 7 号から第 9 号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

交通安全対策基本法の一部改正に伴い、交通安全対策会議の委員に交通安全関係団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱するもの等を加えること等のため、この条例を制定するものである。